

## 経営事項審査改正の動向 ② 改正の目的・評価項目及び基準の見直し(その1)

### はじめに

先月から、平成19年6月13日付で公表された「経営事項審査の改正について」(経営事項審査改正専門部会取りまとめ)を中心とした同審議会公表の資料をもとに、経営事項審査改正の動向を探って参ります。

第二回目の今回から、「経営事項審査の改正について」に沿って改正の具体的な内容を吟味していきたいと思います。

なお、本稿の記載内容は、執筆時点での改正案に基づいており、今後変更される可能性があること、いつものとおり、意見に亘る部分は私見であることをあらかじめご了承ください。

### 1. 改正の目的

- (1) 公共工事の企業評価における共通の物差しとして、公正で実態に則した評価基準の確立
- (2) 生産性の向上や経営の効率化に向けた企業の努力を評価・後押し

改正の目的は以上ですが、経営事項審査改正専門部会は、改正について以下の視点から検討を加えたとしています。

- ① 企業努力を適切に評価し、企業経営の実態を的確に反映したものとなるよう、評価項目及び基準を見直す
- ② 虚偽申請の徹底的な排除
- ③ 企業形態の多様化に対応した経営事項審査とする
- ④ 競争参加資格審査や入札資格審査等の場面で発注者が経営事項審査を適切に利用できるようにすべき

これは、裏を返せば現行の経営事項審査が上記①から④のような問題を抱えていると専門部会が考えているものとみなすことが出来るかと思えます。

### 2. 評価項目及び基準の見直し

現行の評価項目及び基準については、完成工事高評価への偏重、経営状況分析における評点分布の偏在等の課題があるため、各項目を見直す必要があります。なお、新基準による審査を平成20年度から行うことができるよう、所要の準備を進めることとしています。

### 2-1. 完成工事高、利益、自己資本をバランス良く加味した規模評価(X1,X2)

- (1) 完成工事高(X1)のウエイトを引下げ
  - ・ X1のP点全体へのウエイトを現行の0.35から0.25へ引下げ
  - ・ 評点の上限を現行の2000億円から1000億円へ引下げ
  - ・ 評点幅を現行の580点~2616点から400点程度~2200点程度に修正
- (2) X2として、利益額(EBITDA)、自己資本額を評価
  - ・ 従来の自己資本額/完工高、職員数/完工高の評価を廃止
  - ・ 利益額及び自己資本額を評点化して評価
  - ・ 利益額は、会計基準による差異が小さく、年度の変動の幅も小さいEBITDA(利払前税引前償却前利益=営業利益+減価償却費)とする。
  - ・ 自己資本額は、貸借対照表の純資産合計の額とする。
  - ・ X2評点は、利益額の評点と自己資本額の評点を概ね1:1で合算して算出する。
  - ・ X2のP点全体へのウエイトを現行の0.1から0.15へ引上げ

X1については、評点幅やウエイトの引下げという、P点全体に対するバランスの調整ということが出来ると思います。一方、X2については、評価方法の抜本的な見直しが行われています。

利益額については、営業利益、経常利益なども考えられたと思いますが、改正案ではEBITDA(Earnings Before Interest, Taxes, Depreciation and Amortization / イービットディーイー)を採用しています。また、EBITDAの算式については、営業利益+減価償却費とされていますが、税引前当期純利益+支払利息+減価償却費など他の算式も考えられます。改正案の利益額及び算式をどのような理由で採用したのかの検討の過程が明確でないのは残念に感じます。また、自己資本額についても、改正案では純資産額としていますが、評価換算差額や連結における少数株主持分を自己資本に含めてよいのかなど、個人的には疑問を感じる部分もありません。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)